

四日市市告示第75号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

平成29年 3月 9日

四日市市長 森 智 広

- 1 市民緑地の名称 下野憩いとふれあい市民緑地
- 2 市民緑地の区域 四日市市朝明町字鶯谷 2488、2488-2
- 3 市民緑地の管理期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(都市整備部都市計画課)